

会員の資格の喪失の変更に関する件

会費徴収の際に不具合が生じるため、定款の第9条(3)を以下の様に変更する。

変更前	変更後
(会員の資格の喪失) 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 退会届を提出したとき。 (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。 (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。 (4) 除名されたとき。	(会員の資格の喪失) 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 退会届を提出したとき。 (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。 (3) <u>毎事業年度の3月末日までに当該年度の会費を納入しないとき。</u> (4) 除名されたとき。

内規の制定 に関する件

1. 第7号議案に補足する事項として 会員の資格の喪失に関する規定 (案)

喪失日以降に納入した場合、前年度会費を納入していても会員番号は新たに発行するものとする

この規程を改廃、変更するときは、理事会にて審議し、承認を得るものとする。

平成29年2月25日